令和　　年厚生労働省令第　　号

社会福祉連携推進法人会計基準

目次

　第一章　総則（第一条─第五条）

　第二章　貸借対照表（第六条─第十二条）

|  |  |
| --- | --- |
| 第三章　損益計算書（第十三条─第十六条）  第四章　補則（第十七条─第十九条） |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

第一章　総則

（社会福祉連携推進法人会計の基準）

第一条　**社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第125 条に規定する**社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉連携推進法人」という。）は、この省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書（以下「計算書類」という。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。**ただし、他の法令に規定がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。**

（会計の原則）

第二条　社会福祉連携推進法人は、次に掲げる原則によって、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

一　財政状態及び損益の状況について真実な内容を明瞭に表示すること。

二　全ての取引について、正規の簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。

三　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四　重要性の乏しいものについては、計算書類を作成するために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

(重要な会計方針の記載)

第三条　計算書類を作成するために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類を作成するための基本となる事項(次条において「会計方針」という。)で次に掲げる事項は、損益計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

五　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(会計方針の変更に関する記載)

第四条　会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。

(総額表示)

第五条　貸借対照表における資産、負債及び純資産並びに損益計算書における収益及び費用は、原則として総額をもって表示しなければならない。

第二章　貸借対照表

（社会福祉連携推進認定を受けた日の貸借対照表）

第六条　**法第百三十八条第二項により読み替えて適用する**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）**第百二十三条第一項**の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉連携推進法人が法**第百二十六条第一項に**規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における会計帳簿に基づき作成されるものとする。

（貸借対照表の表示）

第七条　貸借対照表は、会計年度の末日現在における全ての資産、負債及び純資産の状況を明瞭に表示しなければならない。

２　貸借対照表は、様式第一号により記載するものとする。

（貸借対照表の区分）

第八条　貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、**純資産の部を基金・積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。**

（資産の評価原則）

第九条　資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

２　有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日（会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

３　会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。

４　受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがある場合には、徴収不能引当金として当該徴収不能の見込額を控除するものとする。

５　満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第十七条第一項第十号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

６　たな卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

（負債の評価）

第十条　負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

２　次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一　賞与引当金

二　退職給付引当金

三　役員退職慰労引当金

（基金）

第十一条　基金には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）**第百三十一条**の規定に基づく基金（同法**第百四十一条**の規定に基づき返還された金額を除く。）の金額を計上するものとする。

（積立金）

第十二条　積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉連携推進法人が理事会の議決に基づき損益計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

４　積立金は、代替基金及び積立金の性質を示す適当な名称を付した科目をもって計上しなければならない。

第三章　損益計算書

（損益計算書の表示）

第十三条　損益計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示しなければならない。

　２　損益計算書は、様式第二号により記載するものとする。

（損益計算の方法）

第十四条　損益計算書は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

（損益計算書の区分）

第十五条　損益計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

一　サービス活動増減の部

二　サービス活動外増減の部

三　特別増減の部

四　繰越活動増減差額の部

（損益計算書の構成）

第十六条　前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。

２　前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。

３　損益計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

４　前条第三号に掲げる部には、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。

５　損益計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を税引前当期活動増減差額として計上し、ここから法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を控除した額を当期活動増減差額として記載するものとする。

６　前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基金取崩額、積立金積立額及び積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。

第四章　補則

　（計算書類に関する注記）

第十七条　計算書類には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　 会計年度の末日において、社会福祉連携推進法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二　 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類

の作成に関する重要な会計方針

三　 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四　 法人で採用する退職給付制度

五　 基本財産の増減の内容及び金額

六　 担保に供している資産に関する事項

七　 法第百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額

八　 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資

産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

九　 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の

金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

十　 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

十一 関連当事者との取引の内容に関する事項

十二 重要な偶発債務

十三 重要な後発事象

十四 参加法人との取引の内容

十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

十六 その他社会福祉連携推進法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純

資産の状態を明らかにするために必要な事項

２　前項第八号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一　当該社会福祉連携推進法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者

二　前号に掲げる者の近親者

三　前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

四　支配法人（当該社会福祉連携推進法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配してい

る他の法人をいう。第六号において同じ。）

五　被支配法人（当該社会福祉連携推進法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配して

いる他の法人をいう。）

六　当該社会福祉連携推進法人と同一の支配法人をもつ法人

３　前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」と

は、社員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。

一　一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

二　一の法人の職員

（附属明細書）

第十八条　**法第百三十八条第二項により読み替えて適用する**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）**第百二十三条第二項**の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一　資金収支明細書

二　基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産・無形固定資産）の明細書

三　引当金明細書

四　事業活動計算明細書

五　その他の重要な事項に関する明細書

２　附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなけ

ればならない。

３　第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

（資金収支明細書）

第十九条　前条第１項第１号の資金収支明細書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。

２ 支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債

務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するも

のとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚

卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債と

の差額とする。

３ 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとす

る。

４ 資金収支明細書は、次に掲げる収支に区分するものとする。

一　事業活動による収支

二　施設整備等による収支

三　その他の活動による収支

５ 前項第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入（受取利息配当金収入を含む。）

及び支出（支払利息支出を含む。）を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除し

た額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。

６ 第４項第二号に掲げる収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整

備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還

支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を

控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。

７ 第４項第三号に掲げる収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取

崩し、及び同項第一号及び第二号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、同項第三

号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載する

ものとする。

８ 資金収支明細書には、第五項の事業活動資金収支差額、第六項の施設整備等資金収支差額

及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、

これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。９ 資金収支明細書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとす

る。

10 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、そ

の理由を備考欄に記載するものとする。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。